

東北生活文化大学学則

平成 22 年 4 月 1 日 施行

第 1 章 目的及び使命

第 1 条 東北生活文化大学（以下「本学」という。）は、三島学園建学の精神に則り、我が国の生活文化の高揚を図るため、学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、使命とする。

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行いつつ現代生活に適應する科学的知識と技量の向上に努める。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第 2 章 学部、学科、修業年限及び学生定員

第 3 条 本学に、家政学部を置く。

2 家政学部は、広く教養を培い、文化生活形成の要素としての家政学と生活美術を、現実の生活様式という視点から深く学習し、探求することを教学の指針とする。

第 4 条 家政学部の修業年限は、4 年とする。

2 在学年限は、8 年を越えることができない。

第 5 条 家政学部に、次の二学科を置く。

家政学科

生活美術学科

2 家政学科は、服飾文化及び健康栄養に関する家政学の科学的考察と実践教育を通して、生活文化への探究心を備えた人材を養成することを目的とする。

3 生活美術学科は、生活と美の融合を志向する独創性豊かな創造者と指導者を養成することを目的とする。

4 家政学科に、次の二専攻を置く。

服飾文化専攻

健康栄養学専攻

5 学科並びに学科に置く専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
家 政 学 科	70 人	280 人
服飾文化専攻	(30 人)	(120 人)
健康栄養学専攻	(40 人)	(160 人)
生 活 美 術 学 科	40 人	160 人

表中括弧を付したものは、専攻の定員で内数である。

第 3 章 学年、学期、授業期間及び休業日

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 条 学年を次の 2 期に分ける。

前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

第 8 条 本学における 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

第 9 条 本学における休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

- (3) 本学創立記念日 10月27日
- (4) 春季休業 3月10日から4月4日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月18日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月10日まで

ただし、学長が必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

第4章 教育課程及び履修方法等

第10条 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

第11条 本学における授業は、15週をもって1期間とする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることがある。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、課題研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第11条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第11条の3 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画は、学生にあらかじめ明示する。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。
- 3 前項の基準は、別に定める。

第11条の4 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が履修すべき単位数については、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

第12条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目のうち修得した単位については、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前二項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第12条の2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

第 12 条の 3 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 12 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。ただし、修業年限の短縮は、行わない。

第 13 条 本学は、各授業科目の履修者に対し、授業科目毎に試験の上、単位を授与する。

第 13 条の 2 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、D の評語をもって評価し、評価 S、A、B、C は合格とし、D は不合格とする。

2 前項の評価の区分並びに再試験及び追試験については、別に定める。

第 5 章 卒業及び学位

第 14 条 本学に 4 年以上在学し、124 単位以上修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定より卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 11 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

第 15 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。学士学位の専攻分野の名称は、家政学科については、家政、生活美術学科については、生活美術とする。

第 16 条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法並びに同法施行規則に定める授業科目について必要な単位を別表 の 7 及び 8 により修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

(1) 家政学科卒業者

服飾文化専攻

高等学校教諭一種免許状（家庭）（保健）

中学校教諭一種免許状（家庭）（保健）

健康栄養学専攻

高等学校教諭一種免許状（家庭）

中学校教諭一種免許状（家庭）

栄養教諭一種免許状

(2) 生活美術学科卒業者

高等学校教諭一種免許状（美術）（工芸）

中学校教諭一種免許状（美術）

第 17 条 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法並びに同法施行規則に定める科目について必要な単位を別表 の 9 により修得しなければならない。

第 18 条 健康栄養学専攻の学生で栄養士の資格又は管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、栄養士法、並びに同法施行規則及び管理栄養士学校指定規則による栄養士又は管理栄養士養成に関する科目について必要な単位を別表 の 3.4 により修得しなければならない。

第 6 章 入学、編入学、転入学、再入学、転学科・転専攻、転学、休学、復学及び退学

第 19 条 入学は、学年始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

第 20 条 次の各号の一に該当する者で、かつ、本学の行う入学試験に合格した者に入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

第 21 条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者
- (2) 短期大学卒業生
- (3) 高等専門学校卒業生
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）
- (5) 外国において、学校教育における 14 年以上の課程を修了した者
- (6) その他前各号と同等以上の学力があると認められる者

第 22 条 大学の 2 年を修了した者で転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することがある。

第 23 条 本学に入学、編入学及び転入学を志願する者は、本学所定の書類に別に定める入学検定料を添えて願出するものとする。

第 24 条 本学に入学、編入学及び転入学を許可された者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、別に定める入学金を納入するものとする。

第 25 条 本学を退学した者で再入学を志願する者は、保護者連署の上、願出するものとする。その場合、教授会の議を経て、学長が再入学を許可する。

第 26 条 転学科あるいは学科内での転専攻を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は、相当年次に転学科又は転専攻を許可することができる。

第 27 条 他の大学へ転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

第 28 条 病気その他止むを得ない事由により、3 ヶ月以上修学することができない者は、保護者連署の上、休学を願出することができる。

2 休学期間は、2 年以内とし、在学年数に算入しない。

第 29 条 休学期間が満了したときは、復学願を提出しなければならない。

2 休学期間中にその事由が止んだときは、復学を願出することができる。

第 30 条 病気その他止むを得ない事由により退学しようとする者は、保護者連署の上、退学願を提出し学長の許可を得なければならない。

第 7 章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

第 31 条 入学検定料、入学金及び授業料は、別表のとおりとする。その他の費用は、別に

定める。

2 授業料は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納入するものとする。

区 分	納 期
前期（4月から9月まで）	4月末日まで
後期（10月から翌年3月まで）	10月末日まで

第32条 前期又は後期中途において、復学した者は、復学した月の属する当該期分の授業料を、復学した月に納入するものとする。

第33条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月の属する当該期分の授業料を納入するものとする。

第34条 前期又は後期中途で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

第35条 休学を許可され又は命ぜられた者については、当該期間中の授業料を免除する。

第36条 納入した入学検定料、入学金及び授業料は、原則として返還しない。ただし、一般入学試験（専願又は推薦入学試験及びこれに類する試験を除く）に合格して授業料等を納付した者が、納付後に入学を辞退する場合、入学前年度の3月31日までに「入学辞退及び入学時納付金返還願」を申請することにより、入学検定料及び入学金を除く授業料等の納付金を返還する。

第8章 賞罰及び除籍

第37条 学生で他の模範となる行為のあったときは、教授会の議を経て、学長がこれを褒賞する。

第38条 学生でその本分に違背する行為のあったときは、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒を分けて譴責、謹慎、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第39条 学生で次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年限をこえた者
- (2) 授業料を3ヶ月以上滞納し納入の見込がないと認められる者

第9章 職員

第40条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

第10章 教授会

第41条 本学に教授会を置き、次の事項を審議する。

- (1) 学生の教育に関する重要事項
- (2) 学生定員に関する事項
- (3) 教育研究上の組織並びに施設に関する事項
- (4) 学則及び規程等の制定及び改廃に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業その他身分に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

第42条 教授会は、学長、副学長（またはこれに代わる職にある者）並びに教授、准教授及び専任講師をもって組織する。

2 教授会は、必要に応じ、教授会の構成員以外の者を出席させることができる。

第 11 章 科目等履修生，研究生，外国人学生，委託生及び特別聴講学生

第 43 条 本学の授業科目について履修を志願する者があるときは，学生の教育に支障のない限り，科目等履修生として履修を許可することがある。

第 44 条 科目等履修生として出願できる者は，次の各号に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 特定の授業科目の単位修得を目的とする者

第 45 条 科目等履修生を志願する者は，所定の書類に入学検定料別表 の金額を添えて願出するものとする。

第 46 条 授業料は，履修科目 1 単位に相当する授業につき別表 の金額とする。

第 47 条 科目等履修生の単位の授与については，第 13 条の規定を準用する。

第 47 条の 2 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは，本学の教育・研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第 48 条 外国人で入学（編入学，転入学，再入学を含む）を志願する者があるときは，選考の上，入学を許可することがある。

2 前項の選考の方法は，別に定める。

第 49 条 国・地方公共団体又は教育機関から推薦された者で，特定の授業科目について研究する者を委託生として入学を許可することがある。

第 50 条 委託生として出願できる者は，短期大学卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第 51 条 委託生は，入学後指導教員の指導を受け研究に専念するものとする。

第 52 条 委託生の在学期間は，1 年とする。

第 53 条 委託生の研究料は，別表 の金額とする。

第 54 条 委託生が研究を修了したときは，それに対し修了証明書を交付することがある。

第 55 条 委託生は，修学上必要な経費の全部又は一部を負担しなければならない。

第 56 条 本学において他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき，当該他大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は，別に定める。

第 57 条 科目等履修生，外国人学生，委託生及び特別聴講学生には，別段の定めがない限り，本学の学則を準用する。ただし，科目等履修生及び特別聴講学生には，第 14 条の規定は，適用しない。

第 12 章 公開講座

第 58 条 本学は，公開講座を開講することがある。

2 公開講座に関する事項は，そのつど定める。

第 13 章 図書館

第 59 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は，別に定める。

第 14 章 厚生保健施設

第 60 条 本学に保健室，体育館，学生集会所を置く。

2 これらに関する規程は，別に定める。

附 則
(省略)

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前に入学，編入学及び転学科・転専攻した者の教育課程については，改正後の別表 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 5 月 24 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学，編入学及び転入学した者の授業料は、改正後の別表 の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学，編入学及び転学科・転専攻した者(別表 の 4 及び 8 により履修する者を除く。)の授業科目，単位数，履修方法等については，改正後の別表 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 13 条の 2 第 1 項の規定は，平成 22 年度に入学する者から適用する。
- 3 平成 22 年度以後に編入学，転入学又は再入学する者の改正後の第 13 条の 2 第 1 項の規定の適用は，編入学，転入学又は再入学を許可された年次に在学する者の例による。
- 4 平成 21 年度以前に入学，編入学及び転学科・転専攻した者の授業科目，単位数，履修方法等については，改正後の別表 の 1，4 及び 7 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表

1. 家政学科服飾文化専攻基礎教育科目

科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
生活と文化	日 本 語 概 説		2		
	現 代 日 本 語 論		2		
	哲 学		2		
	哲 学		2		
	美 術		2		
	外 国 語	英 語	4		
		英 語		2	
		英 会 話		2	
仏 語			4		
人間と社会	経 済 学		2		
	経 済 学		2		
	社 会 学		2		
	社 会 学		2		
	歴 史		2		
	歴 史		2		
	生 活 文 化 論		2		
	日 本 国 憲 法	2			
	法 学 概 説		2		
	心 理 学		2		
	心 理 学		2		
生活の科学	化 学		2		
	化 学		2		
	生 物 学		2		
	生 物 学		2		
	統 計 学		2		
	数 学		2		
	情 報 基 礎 学		2		
	ス ポ ー ツ 身 体 科 学		2		
	ス ポ ー ツ		2		
合 計	6	56			

2. 家政学科服飾文化専攻専攻科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
生 活 文 化	家 政 学 原 論	2		
	家 族 関 係 学		2	
	家庭経営学（家庭経済学を含む）		2	
	消 費 生 活 論	2		
	社 会 福 祉 論		2	
	美 術 史		2	
	美 術 史		2	
	地 域 文 化 論		2	
	生 活 環 境 学		2	
	生 活 環 境 学		2	
服 飾 文 化	服 飾 文 化 論	2		
	被 服 学	2		
	色 彩 学		2	
	ア パ レ ル 造 形 論		2	
	服 飾 美 学		2	
被服企画・造形	被服機構・衛生学	2		
	被服造形基礎・パターンメイキング	2		
	被服造形基礎・パターンメイキング	2		
	被 服 造 形 実 習		1	
	被 服 造 形 実 習		1	
	被 服 造 形 実 習		2	
	被服平面造形学	2		
	被服平面造形実習		1	
	被服平面造形実習		1	
	被服平面造形実習		2	
	ファッションデザイン		2	
	アパレル設計・生産論		2	
	アパレル生産実習		1	
	アパレル企画設計演習		2	
	アパレルCAD	1		
アパレルCAD		2		

科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
被服企画・造形	服飾工芸・造形（服飾手芸）		1		
	服飾工芸・造形（服飾手芸）		1		
被服材料・加工・整理	被 服 織 維 学	2			
	被 服 材 料 学	2			
	被 服 織 維 学 実 験	1			
	被 服 材 料 学 実 験	1			
	機 能 材 料 学		2		
	被 服 整 理 学	2			
	被 服 整 理 学 実 験	1			
	染 色 加 工 学		2		
	染 色 加 工 学 実 験		1		
	染 色 学 実 習		2		
	テ キ ス タ イ ル デ ザ イ ン		1		
	被 服 保 存 学		1		
流通・消費・情報	被 服 心 理 学		2		
	フ ァ ッ シ ョ ン ビ ジ ネ ス 論		2		
	ケ ー ス ス タ デ ィ	2			
	フ ァ ッ シ ョ ン 販 売 論		2		
	フ ァ ッ シ ョ ン ビ ジ ネ ス 実 務 実 習		1		
	マ ー ケ テ ィ ン グ 論		2		
	情 報 処 理		2		
	情 報 処 理		2		
関連科目	家 庭	食 品 学 総 論		2	
		食 品 学 各 論		2	
		基 礎 栄 養 学		2	
		栄 養 生 化 学		2	
		調 理 科 学 論		2	
		調 理 学 実 習		2	
		食 文 化 論		2	
		食 生 活 論		2	
		住 居 学（製図を含む）		2	

科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
関 連 科 目	家 庭	住 居 デ ザ イ ン		2	
		住 文 化 論		2	
		保育学(実習及び家庭看護を含む)		2	
		家 庭 電 気 ・ 機 械		2	
	保 健	栄 養 学		2	
		食 品 衛 生 学		2	
		応 用 栄 養 学		2	
		応 用 栄 養 学		2	
		生 理 学		4	
		解 剖 生 理 学		2	
		微 生 物 学		2	
		衛 生 学		2	
		公 衆 衛 生 学		2	
		公 衆 衛 生 学		2	
		健 康 管 理 概 論		2	
		精 神 保 健		2	
		学校保健(学校安全及び救急処置を含む)		4	
	小 児 保 健		4		
	そ の 他 (学 生 支 援 セ ミ ナ ー)	セ ミ ナ ー		1~2	
		セ ミ ナ ー		1~2	
セ ミ ナ ー			1~2		
セ ミ ナ ー			1~2		
セ ミ ナ ー			1~2		
家 政 特 別 講 義		2	2~4		
課 題 研 究		2			
課 題 研 究			4		
合 計		32	134 ~ 141		

3. 家政学科健康栄養学専攻基礎教育科目

科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
日 本 語 概 説		2	
現 代 日 本 語 論		2	
哲 学		2	
哲 学		2	
心 理 学		2	
心 理 学		2	
経 済 学		2	
経 済 学		2	
社 会 学		2	
社 会 学		2	
歴 史		2	
歴 史		2	
日 本 国 憲 法	2		
法 学 概 説		2	
化 学	2		
化 学	2		
生 物 学	2		
生 物 学	2		
統 計 学		2	
数 学		2	
情 報 基 礎 学		2	
英 語	4		
英 語	2		
英 会 話		2	
仏 語		4	
入 ポ ー ツ		2	
合 計	16	40	

4. 家政学科健康栄養学専攻専攻科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
社会・環境と健康	社 会 福 祉 論	2		管理(必)
	家 族 関 係 学	2		
	公 衆 衛 生 学	2		
	公 衆 衛 生 学		2	
	健 康 管 理 概 論	2		
人体の構造と機能 及び疾病の成り立ち	解 剖 生 理 学	2		管理(必)
	解 剖 生 理 学		2	
	運 動 生 理 学	2		管理(必)
	微 生 物 学	2		
	有 機 化 学	2		
	有 機 化 学		2	
	生 化 学	2		管理(必)・栄(必)
	生 化 学	2		
	病 理 学		2	
	解 剖 生 理 学 実 験		1	
	生 化 学 実 験		1	
	臨 床 医 学 概 論		2	
臨 床 医 学 概 論		2		
食 べ 物 と 健 康	食 品 学 総 論	2		管理(必)
	食 品 学 各 論	2		
	食 品 学 実 験	2		
	食 品 機 能 学		2	
	食 品 加 工 学	2		
	食 品 加 工 実 習	1		管理(必)・栄(必)
	食 品 衛 生 学	2		
	食 品 衛 生 学 実 験		1	
	調 理 科 学 論	2		管理(必)
	調 理 科 学 実 験		1	
	調 理 学 実 習	2		管理(必)
	調 理 学 実 習		2	
	食 文 化 論	2		

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
基礎栄養学	基礎栄養学	2		管理(必)・栄(必)
	栄養学実験		1	
応用栄養学	応用栄養学	2		管理(必)・栄(必)
	応用栄養学	2		
	栄養生化学	2		
	応用栄養学実習		1	
	応用栄養学実習		1	
臨床栄養学	臨床栄養学	2		管理(必)
	臨床栄養学		2	
	臨床栄養指導論		2	
	臨床栄養指導論		2	
	臨床栄養学実習		2	
栄養教育論	食生活論	2		管理(必)
	栄養教育論	2		
	栄養指導論	2		
	保健栄養学	2		
	栄養指導論実習	1		
公衆栄養学	公衆栄養学	2		管理(必)
	地域栄養活動演習		2	
	公衆栄養学実習		1	
給食経営管理論	給食管理学	2		管理(必)
	給食経営学		2	
	給食管理実習	1		
	給食管理実習		1	
総合演習	健康統計学演習		1	管理(必)
	栄養情報処理演習	1		
	臨地栄養学演習		1	
臨地実習	給食管理実習 (給食運営に係る校外実習1単位を含む)		2	管理(必)・栄(必)
	公衆栄養学実習		1	
	臨床栄養学実習		1	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
関 連 科 目	家 政 学 原 論	2		
	家庭経営学（家庭経済学を含む）		2	
	被 服 学		2	
	被 服 造 形 実 習		1	
	被 服 造 形 実 習		1	
	住 居 学（製図を含む）		2	
	保育学（実習及び家庭看護を含む）		2	
	家 庭 電 気 ・ 機 械		2	
	情 報 処 理		2	
	消 費 生 活 論		2	
	学 校 栄 養 指 導 論		2	
	学 校 食 育 概 論		2	
セ ミ ナ ー		1		
セ ミ ナ ー		1		
セ ミ ナ ー		1		
セ ミ ナ ー		1		
学 生 支 援 セ ミ ナ ー		1~2		
家 政 特 別 講 義		2~6		
課 題 研 究		6		
合 計		64	76~81	

備考欄に「栄」又は「管理（必）」とある授業科目は、それぞれ栄養士の資格又は管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする場合は、必修である。

5. 生活美術学科基礎教育科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
生 活 と 文 化	日 本 語 概 説		2	
	現 代 日 本 語 論		2	
	哲 学		2	
	哲 学		2	
	美 術		2	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
外 国 語	英 語		4	
	英 語		2	
	英 会 話		2	
	仏 語		4	
人間と社会	経 済 学		2	
	経 済 学		2	
	社 会 学		2	
	社 会 学		2	
	歴 史		2	
	歴 史		2	
	生 活 文 化 論		2	
	日 本 国 憲 法	2		
	法 学 概 説		2	
	心 理 学		2	
	心 理 学		2	
生活の科学	化 学		2	
	化 学		2	
	生 物 学		2	
	生 物 学		2	
	統 計 学		2	
	数 学		2	
	情 報 基 礎 学		2	
	ス ポ ー ツ 身 体 科 学		2	
	ス ポ ー ツ		2	
合 計	2	60		

6. 生活美術学科専攻科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
絵 画	絵 画 (映像メディア表現を含む)	4		
	絵 画		2	
	洋 画 A		2	
	洋 画 B		2	
	洋 画 A		2	
	洋 画 B		2	
	日 本 画		2	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
絵	画	絵画（映像メディア表現を含む）	4	
		日 本 画		2
		版 画		2
		版 画		2
		壁 画		2
		壁 画		2
彫	刻	彫 刻	2	
		彫 刻 A		2
		彫 刻 B		2
		彫 刻		2
工	芸	工芸（プロダクト制作を含む）	2	
		木 工		2
		木 工		2
		陶 芸		2
		陶 芸		2
		漆 芸		2
		漆 芸		2
		染 色		2
		染 色		2
		テ キ ス タ イ ル		2
		テ キ ス タ イ ル		2
デ ザ イ ン		基礎デザイン・平面（映像メディア表現を含む）	2	
		基礎デザイン・立体	2	
		視 覚 デ ザ イ ン		2
		視 覚 デ ザ イ ン		2
		視 覚 デ ザ イ ン		2
		デジタルデザイン		2
		デジタルデザイン		2
		服 飾 デ ザ イ ン		2
		インテリアデザイン		2

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
デ ザ イ ン	イ ン テ リ ア デ ザ イ ン		2	
美 術 理 論	生 活 美 術 概 論	4		
	デ ザ イ ン 概 論		2	
	美 学	2		
	美 学		2	
	美 術 史		2	
	美 術 史		2	
	美 術 鑑 賞		4	
	美 術 鑑 賞		2	
	色 彩 学	2		
	色 彩 学		2	
	表 現 材 料 学		2	
生 活 学	家 政 学 原 論	2		
	家 族 関 係 学	2		
	家 庭 経 営 学 (家 庭 経 済 学 を 含 む)	2		
	キ ャ リ ア 開 発		1	
	キ ャ リ ア 開 発		1	
	キ ャ リ ア 開 発		1	
	キ ャ リ ア 開 発		1	
生 活 美 術 関 連 科 目	図 学		2	
	製 図		2	
	映 像		1	
	映 像		1	
	造 形 演 習		2	
	造 形 演 習		2	
卒 業 研 究	卒 業 論 文	4		
	卒 業 制 作	6		
	卒 業 制 作		2	
	卒 業 研 究 特 別 講 義	2		
生 活 美 術 特 別 講 義		1		
生 活 美 術 特 別 講 義		1		
生 活 美 術 特 別 講 義		1		
生 活 美 術 特 別 講 義		1		
生 活 美 術 特 別 講 義		1		

科 目	単位数		備 考
生 活 美 術 特 別 講 義		1	
課 題 研 究		2	
課 題 研 究		2	
合 計	38	108	

7. 教職に関する科目

科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
教 職 概 論		2	
教 育 原 理		2	
教 育 心 理 学		2	
教 育 制 度 論		2	
教 育 課 程 論		2	
家 庭 科 教 育 法		4	
家 庭 科 教 育 法		4	
保 健 科 教 育 法		4	
保 健 科 教 育 法		4	
美 術 科 教 育 法		4	
美 術 科 教 育 法		4	
工 芸 科 教 育 法		4	
道 徳 教 育 の 研 究		2	
特 別 活 動 の 研 究		1	
視 聴 覚 教 育		2	
生徒指導の理論と方法 A (進路指導の理論及び方法を含む)		2	
生 徒 指 導 の 理 論 と 方 法 B		2	
教 育 相 談		2	
教育実習 (事前・事後指導を含む)		5	
教育実習 (事前・事後指導を含む)		3	
栄 養 教 育 実 習 事 前 事 後 指 導		1	
栄 養 教 育 実 習		1	

科 目	単位数		備 考
教 職 実 践 演 習 (中 ・ 高)		2	
教 職 実 践 演 習 (栄 養 教 諭)		2	
合 計		63	

8. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
日 本 国 憲 法	2		
ス ポ ー ツ		2	
英 語		4	
英 語		2	
英 会 話		2	
情 報 基 礎 学		2	
合 計	2	12	

9. 博物館に関する科目

科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
生 涯 学 習 概 論		2	
博 物 館 概 論		2	
博 物 館 資 料 論		2	
博 物 館 経 営 論 ・ 情 報 論		2	
博 物 館 実 習 (事 前 ・ 事 後 指 導 を 含 む 。)		3	
視 聴 覚 教 育 (メ デ ィ ア 論 を 含 む 。)		2	
教 育 原 理 (教 育 学 概 論 を 含 む 。)		2	
歴 史		2	
歴 史		2	
生 活 文 化 論		2	
美 術 史		2	
美 術 史		2	

科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
化 学		2	
生 物 学		2	
合 計		29	

別表 入学検定料・入学金及び授業料

検 定 料	30,000 円
入 学 金	250,000 円
授 業 料	家 政 学 科	服飾文化専攻 590,000 円
		健康栄養学専攻 620,000 円
	生 活 美 術 学 科 590,000 円

別表 科目等履修生入学検定料

科目等履修生	30,000 円
--------	-------	----------

別表 科目等履修生授業料

科 目	講義科目	演習科目	実験・実習・実技科目
科目等履修生 1単位	13,000 円	15,000 円	20,000 円

別表 委託生研究料

委 託 生月 10,000 円
-------	-----------------

授業料等については、経済事情の変動に応じて変更することがある。